

平成22年11月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録

平成22年11月19日

場 所 第3委員会室

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第15号 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

出席委員（6人）

副 委 員 長	黒 木 正 一
委 員	萩 原 耕 三
委 員	中 野 一 則
委 員	宮 原 義 久
委 員	松 田 勝 則
委 員	長 友 安 弘

欠席委員（1人）

委 員 長	満 行 潤 一
-------	---------

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長	渡 辺 義 人
教 育 次 長 (総 括)	米 原 隆 夫
教 育 次 長 (教育政策担当)	飛 田 洋
教 育 次 長 (教育振興担当) 兼 学 校 支 援 監	山 本 真 司
総 務 課 長	安 田 宏 士
教 職 員 課 長	阿 南 信 夫

事務局職員出席者

政策調査課主幹	坂 元 修 一
---------	---------

○黒木副委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。本日は、昨日付託を受けました議案第15号について審査を予定しております。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木副委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○黒木副委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○渡辺教育長 教育委員会でございます。よろしくお願いたします。

お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。表紙をお開きいただきまして、右側のページをごらんください。本日、御審議いただく議案は、議案第15号「市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」であります。

内容につきましては、引き続き、教職員課長から説明申し上げますので、御審議のほど、よろしくお願いたします。

○阿南教職員課長 議案第15号「市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」について御説明をさせていただきます。

本条例につきましては、1の改正理由にありますとおり、人事委員会勧告におきまして、こ

としての4月の職員の給与が民間給与を上回っていると報告され、中高年齢層の職員について、給料月額を引き下げる給与改定が必要であると勧告されたところであります。今回の改正は、平成22年度の公民較差に基づく人事委員会勧告及び教職員給与見直しの状況を踏まえまして、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。

(1) 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正について、①は、市町村立学校教育職給料表を改定し、給料月額を人事委員会勧告どおり、中高年齢層が受ける給料月額に限定して、平均で0.1%引き下げるものであります。②は、義務教育等教員特別手当の国の予算措置が給料の2.2%相当から1.5%相当に引き下げられたことに伴い、最高限度額を11,700円から8,000円に引き下げるものであります。③は、人事委員会勧告において、当分の間、55歳を超える職員で教育職給料表4級の職員について、給料及び給料月額を基準として支給される僻地手当などの諸手当を1.0%減じて支給することとするものであります。

(2) 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、人事委員会勧告どおり、平成18年度の給与制度改正時に従前の給料を保障された者について、給料月額をさらに0.17%引き下げるものであります。これによりまして、保障額は平成17年度末の給料月額の99.59%となります。

(3) は、人事委員会勧告で4月から11月に支給された給与の公民較差について、12月に支給される期末手当で調整することとされたことに伴う規定を設けるものであります。

次に、3の施行期日ですが、平成22年12月1日から施行することとしますが、(1)の②、義

務教育等教員特別手当の改正については、平成23年1月1日からの施行といたします。

最後に、4のその他について御説明いたします。「市町村立学校職員の給与等に関する条例」におきましては、市町村立学校職員のうち、教育職の給料表や市町村立学校職員特有の手当について規定されており、それ以外の部分につきましては、知事部局所管の「職員の給与に関する条例」によることと規定されております。したがって、資料にあります、市町村立学校職員のうち、事務職員及び学校栄養職員の給料表の改定や、期末・勤勉手当の支給月数の0.2カ月の引き下げ、昇給抑制措置を受けた43歳未満の職員の号給回復につきましては、総務政策常任委員会において御審議いただいているところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○黒木副委員長 執行部の説明が終了しました。議案について質疑はありますか。

○萩原委員 平均してどの程度下がるわけですか。アバウトでいいです。

○阿南教職員課長 職員で申しますと、小中教育職、43歳、配偶者と子供2人の扶養の想定で計算いたしますと、1人当たり、年間約11万円の減額措置となります。

教育委員会全体での減額としては、22年度予算で10億7,000万の減となる見込みでございます。

○黒木副委員長 ほかに質疑はありますか。

○中野委員 今、説明されたのは、何歳でということだったですか。

○阿南教職員課長 平均年齢の43歳で申し上げました。

○中野委員 今回の40歳から上が該当したん

じゃなかったですか。

○阿南教職員課長 給与改定の分は、おおむね40歳以上の分が0.1%額、下がります。1.0%削減するのは55歳以上の管理職の職員でございます。

○中野委員 下がる人の年齢の平均というのはどういうとらえ方をするんですか。

○阿南教職員課長 下がる人の平均ではなくて、教職員全体の中の平均年齢が43歳でございます。給料表の改定が行われるのは、おおむね40歳以上の職員が対象となっておりますので、今、一つの例として43歳の職員の減額額を挙げたところでございます。

○中野委員 きょうは何も言わんつもりだったけれども、こういう場合の平均は全体の平均で言っているものですか。

○阿南教職員課長 対象者の分でございますけれども、給料月額で申しますと、今回の給与改定によりまして、改定前が平均で45万3,269円が改定後には44万9,637円、平均引き下げ額が月額3,633円となっております。

○中野委員 そういう回答のほうがいいですね。終わります。

○黒木副委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木副委員長 質疑もないようですので、以上をもって教育委員会を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時17分再開

○黒木副委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、引き続き採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木副委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、議案の採決を行います。

議案第15号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木副委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望はありませんか。

暫時休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時28分再開

○黒木副委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木副委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木副委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午前10時28分閉会